

研究ノート

ミュンツァーの所有論

—所有権の正当化論を中心に—

竹 下 公 視

目 次

- I. はじめに
- II. 所有権の概念
- III. 所有権の「背景の理論」
- IV. 所有権の正当化論
- V. 総括

I. はじめに

筆者はこれまで所有にかかわるさまざまな議論の検討・分析を進めてきたが、そのなかでリーヴ (Reeve, A.) の所有論¹⁾とグリユネバウム (Grunebaum, J. O.) の所有権論²⁾を検討した³⁾。そこで残されていた課題は、リーヴの所有論においては、所有論における争点が所有と価値との「両立可能性」の問題であるとすれば、価値相互間の関係をどう考えるのかということであり⁴⁾、一方グリユネバウムの所有権論においては、「彼の提唱する『自律的所有権』(autonomous ownership) が理論的に十分妥当性をもつものだととしても、その実行可能性はどうであろうか⁵⁾」ということであった。

1) Reeve, Andrew, *Property*, Macmillan, 1986 (生越利昭, 竹下公視訳『所有論』晃洋書房, 1989)。

2) Grunebaum, James O., *Private Ownership*, Routledge & Kegan Paul, 1987。

3) 拙稿「リーヴの所有論」, 関西大学『経済論集』Vol. 37, No. 6, 1988年。

拙稿「グリユネバウムの所有権論」, 『経済論集』Vol. 38, No. 5, 1989年。

4) 拙稿「リーヴの所有論」, 105—6ページ。

5) 拙稿「グリユネバウムの所有権論」, 169ページ。

本稿では、ミュンツァー (Munzer, S. R.) の「所有論」(A Theory of Property)⁶⁾ を取り挙げることによって、残されていたこれらの問題を考察する手がかりとした。

ミュンツァーの所有論の出発点は、「さまざまな所有制度が存在し、それらが人々の感情をかきたて革命をも引き起こすとすれば、どのような所有権が正当化できるかを検討し、現存する所有制度を批判的に評価する必要がある」⁷⁾ という問題意識である。つまり、彼は所有権の正当化 (justification) と所有制度の評価 (evaluation) を中心的課題として議論を展開する。そして3つの原理からなる正当化論をその解として導出し、実際にその理論を適用する。

このように彼の所有論は、抽象的な所有の正当化論だけでなく、その理論を実際に適用し現存する所有制度を批判的に評価するという大きな特徴をもつが、本稿では正当化論導出の過程までを検討の対象とし、後者の理論の適用に関してはつぎの機会に譲りたい。

さて、正当化論の導出にあたって、ミュンツァーはまず所有の概念の説明から始める。具体的には、人がその身体に有する「権利」を検討し、「身体の権利」(body rights) から「外的なものに対する権利」への移行の問題を確認する。この局面は、いわば所有の基礎理論とでも呼びうる部分である。つぎに、個人と世界におけるその行動から「外的なものに対する所有権」はどのようにして生じるのか、そしてそれは社会的にどんな影響を与えるのか、を考察する。この局面は、現代社会における所有の「社会的、心理的、経済的、そして一部規範的な所有の背景理論 (background theory of property)」を形づくる。最後に、これらの所有の基礎理論、「背景理論」を用いて正当化論が展開される。

ここでは、上述の観点に立ち、基本的には彼の議論の展開に沿いながら、検討していくことにしたい。

II. 所有権の概念

ミュンツァーは、所有 (property) の2つの概念として一般的概念 (popular conception) と専門的概念 (sophisticated conception) を挙げ、前者を「所有をもの (things) とみなすもの」、後者を「所有を関係 (relations) とみなすもの」と捉える。そして、文脈がどちらの概念が意味されているかをはっきりさせると考え、基本的にはこの2つの概

6) Munzer, Stephen R., *A Theory of Property*, Cambridge University Press, 1990.

7) *Ibid.*, p. 2.

念を受け入れる。

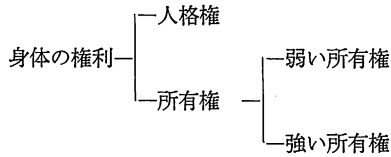
彼はまた、「もし所有がここで提唱された線に沿って考えられるならば、誰が財産を所有できるか、どのような付随条件が所有権（ownership）あるいはその他の財産利益（other property interests）を構成するか、そしてどのようなものが所有されるかに関してより一層のヴァリエーションが発生するであろう。」⁸⁾（強調は筆者）と述べ、所有権の主体、客体（対象）、内容という概念の重要性を示唆する。その場合、ミュンツァーは所有権の内容としてホーフエルト（Hohfeld, W. N.）の基本的法概念における要素（elements）、相関語（correlatives）、反対語（opposites）とオノレ（Honoré, A. M.）の示した所有権の付随条件（incidents）を考えている⁹⁾。

所有権の概念に関する以上の議論はこれまでも指摘されてきていることであるが、ミュンツァーはさらに、人の身体と「身体の権利」の地位、「身体の権利」と「外的なものに対する権利」との関係にまで分析を進める。その際、人の理解が出発点となる。ここでは、人は「物的・精神的属性が適用され、…利害（interests）をもち選択を行う（make choices）がゆえに権利（rights）をもちうる実体」¹⁰⁾とされる。こうした人の理解は、権利（rights）の「利益理論」（interest theories）と「意思理論」（will theories）に結びつく。前者は個人的利益を、後者は個人的選択（choices）を保護することが、権利の主要な機能であると考えられる。ところで、彼はすべての「身体の権利」を「人格権」（personal rights）と所有権に区分するが、そのための基準は「移転可能性」（transferability）、なかでも重要なものは「移転の選択」（choice to transfer）である。こうした考察を手がかりとして「人格権」と所有権の区分が行なわれる。すなわち、「人格権」は「移転の選択」以外の利益あるいは選択を保護する「身体の権利」であり、所有権は「移転の選択」を保護する「身体の権利」である。さらに、身体の所有権は「弱い（weak）所有権」と「強い（strong）所有権」に区分され、前者は「無料移転の選択」（a choice to transfer gratuitously）を、後者は「有料移転の選択」（a choice to transfer for value）を保護する。以上を図示すればつぎのようになる。

8) *Ibid.*, p. 26.

9) *Ibid.*, pp. 17-27. ホーフエルトの基本的法概念については、田中成明『現代法理論』有斐閣、1984年、124-5ページを参照。また、オノレの所有権の付随条件については、拙稿「所有権制度分析のための枠組み」、『経済論集』Vol. 36, No. 6, 1987年、120-2ページを参照。

10) Munzer, *op. cit.*, pp. 41-2.



したがって、人の身体と「身体的権利」の地位という上述の前者の問題については、人は自らの身体を所有しないが身体への「限られた所有権」(limited property)をもつことが示唆される。

つぎに後者の問題については、「身体的権利」から「外的なものに対する所有権」への移行を認める前に、心理的、社会的、経済的な「所有の背景的理論」が必要とされる。というのは、「身体的権利」のほとんどは所有権というより「人格権」であり、したがって「身体的権利」と「外的なものに対する所有権」との間にはギャップが存在するからである。実際に、所有権は誰かが外的なものを完全に所有できると主張しうるほどに強力なものではなく、その意味でも、こうした権利を承認する前に、それが人々や社会に与える影響を考慮すべきであるという。この面の議論が次節の「所有論の背景的理論」となる。

Ⅲ. 所有権の「背景的理論」

ミュンツァーは「所有の背景的理論」を展開するに当たって、まず「外的なものの所有権に何が基本的なものか」あるいは「所有されていないものへの所有権はどのようにして獲得されるのか」¹¹⁾を明らかにするための分析的枠組みの再建から始める。これにたいして、彼は2つの回答を指摘する。「結合理論」(incorporation theory)と「投影理論」(projection theory)である。

「結合理論」は、外的なものが身体の中へ結合されることによってそれが所有となると考えるものであり、身体への結合によって外的なものは「身体の拡張(extentions)」として所有になるという主張である。しかし、「結合」は身体の所有権に関する主張に必ずしも依存しないし、また通常は所有権とはほとんどかわりがない。さらに、人々が所有権を主張するものの大多数は身体の外にとどまる。それゆえ、文字どおりの意味での「結合」による所有権は極めて少ない¹²⁾。したがって、結局別の理論が必要とされる。

11) *Ibid.*, pp. 61, 63.

12) *Ibid.*, pp. 63-7.

「投影理論」は、結合理論を逆転させる。つまり、それは「人格（personality）を外的なものに具体化する（embody）ことから生じる身体の投影が所有権である」と主張する。この意味での「投影理論」はさまざまに定式化されてきたが¹³⁾、ミュンツァーはヘーゲルの理論、なかでも有名なつぎの一節を基礎にする。

「所有は人格性（personality）の具体化（embodiment）であるから、あるものが自分のものであるという内的なアイデアや意志だけでは、それを自らの所有にするに十分ではない。このためには、占有（occupancy）が必要である。それによって自分の意欲がえる具体化は他人によってそれが承認されるということを含む。」¹⁴⁾

ヘーゲルの分析は極めて難解かつ曖昧であるが、ミュンツァーはその所有の説明に内在している2つの「先験的な（transcendental）特徴」を分離する。ひとつは、所有者の本質的な「志向性」（intentionality）と「因果性」（causality）。もうひとつは、所有の本質的「物質性」（materiality）である。前者は「所有がある時点で世界の物的変化を起こしうる実体の意図（intentions）を含まなければならない」ということを、後者は「所有はある時点で物的な対象を含まなければならないということ」を意味する¹⁵⁾。したがって、「投影理論」において「人々が自己をものの中に投影あるいは具体化すること」は、2つの先験的特徴を明示する仕方ですべて世界と人々が相互作用すること¹⁶⁾を要求していることになる。

ヘーゲルの理論の顕著な特徴は「人格性」（personality）の概念の重視であるが、ミュンツァーはこのように理解された「投影理論」は所有とパーソナリティの間のいくつかの関係を明らかにするという¹⁷⁾。まず、条件付きで、私有は「道徳的政治的人間性」（moral

13) その代表的なものはロック（Locke, J.）の理論である。（*ibid.*, 67-70）

14) *Ibid.*, pp. 67-80（高峯一愚訳、『法の哲学』論創社、1983年、58ページ）。

15) Munzer, *op. cit.*, pp. 71-2. ところで、この所有にかかわる「志向性」と「物質性」によって所有の専門的概念と一般的概念との関係がはっきりする。すなわち、「志向性」と「物質性」はそれぞれ所有の専門的概念と一般的概念とに深くかかわっている。その意味で、ミュンツァーの指摘するように、「所有をものとみなす一般的概念が、哲学者や法律家が考えるように、全体として心で違ではない」ことを示しているといえよう。（*ibid.*, pp. 73-4）

16) *Ibid.*, p. 75. 所有権を獲得するために先験的特徴の明示に当たって最低限どう内容のものが必要されるかははっきりしないが、少なくともホーフエルド-オノレ的な所有内容のいくつかを主張する意図がなければならないであろう。（*ibid.*, pp. 75-6）

17) *Ibid.*, pp. 81-7.

and political personhood) としてのパーソナリティに有益である。それはまた「独立した個人」(separate individuals) の自覚という意味でのパーソナリティにかかわりをもつが、多くの要因の中のひとつとしてのみかかわりをもつ。しかし、パーソナリティを「世界に関する個人の思考と行動を決定するひとつの構造」あるいは「自己の思考と態度の望ましい統合」と理解する心理学的パーソナリティの概念と所有との関連は、その定義の大きさゆえに確かめるのが困難であるように思われる。

こうしたパーソナリティ、とくに心理学的パーソナリティの見解の取扱いから、「所有の背景的理論」として展開されなければならない少なくとも3つの点が示唆される。¹⁸⁾ 第1に、所有が自己統合 (self-integration) とかかわりをもつかぎり、自己統合の他の具体的条件と表現を探究する必要がある。そのために、コントロール (control)、プライバシー (privacy)、個別性 (individuality) と私有との関係が考察される。第2に、パーソナリティが人の特性、態度、価値を決定する構造であるかぎり、所有のこうしたパーソナリティの特徴、具体的には道徳性 (moral characters) へのかかわりに特別な注意を払うべきである。最後に第3に、もし所有がパーソナリティの心理学的概念にかかわるならば、パーソナリティにマイナスの影響を及ぼす所有制度が存在することもありうる。したがって、マルクスの私有と疎外についての懸念に取り組まねばならない。ミュンツァーは以上の観点から「所有の背景的理論」を展開する。

第1の点に関する議論の出発点は排除可能性 (excludability) である。所有権のひとつの重要な付随条件は排除力であるが、もし所有者が「私有体制」(private-property system)、「私有経済」(private-property economy)¹⁹⁾ においてこの排除力を持てば、さまざまな「人格的善」(personal goods) を確立し、保護することができる。これらの中には、自律性 (autonomy)、パーソナリティ、自尊心 (self-respect, self-esteem)、自由 (liberty)、コントロール、プライバシー、個性が含まれる。ここでは、コントロール、プライバシー、個性と排除可能性との関係に焦点が当てられる。コントロールやプライバシーにとって所有 (私有) による排除力は必ずしも必要ではないが、私有はさまざま

18) *Ibid.*, p. 87.

19) ここで「私有体制」とは大多数の財産が個人、企業などによって所有されている制度、「私有経済」とは「生産手段がほとんど私的に所有され、市場が配分機能だけでなく、配分機能も果たしている制度」である。私有経済はすべて私有体制であるが、逆はそうではない。(*ibid.*, p. 89)

な形態のコントロールを与え、プライバシーのさまざまな面を保護する。また、所有と個性の間には緊密な適合性はないけれども、私有は個性とも結びついている。

私有がコントロール、プライバシー、個性と結びついているとしても、単純にこれらの「人格的善」が私有正当化の重要な根拠にはなりえない。というのは、分配の不等等にかかわる2つの問題が生じる可能性があるからである。ひとつには「ミニマムのコントロール、プライバシー、個性を發展させるに十分な財産をもたない人があるかもしれない」²⁰⁾からであり、もうひとつには「適度に等しい人格的善 (appropriately equal personal goods) を發展させるに十分な財産をもたない人があるかもしれない」²¹⁾からである。前者については、財産がそれ自体としてではなく「人格的善」の手段として評価されるならば、それらのある望ましいミニマムレベルが存在すると想定されていることになる。後者については、かりに財産のミニマムレベルが達成されても財産保有の大きな格差が発生する可能性が残り、財産の多いことが「人格的善」の多いことを意味するとすれば、「適度に等しい財産」をもたないことは「適度に等しい人格的善」を欠くことになるからである²²⁾。こうして、「人格的善」は私有正当化の重要な根拠とはなりえず、常に財産の分配に関する2つの争点を扱う必要が指摘される。

第2の所有と道徳性²³⁾ について、ミュンツァーは所有、人格 (character)、社会のつながりを考えた4人——プラトン、アリストテレス、カント、スミス——の議論を検討す

20) *Ibid.*, pp. 99-102.

21) *Ibid.*, pp. 99, 102-5.

22) ミニマムの議論では、それは財産のミニマムと「人格的善」のミニマムを含む（後者は前者の部分的関数である）が、それらのミニマムの定義は、「客観的要素（たとえば、生存必要量）と相対的要素（たとえば、財産の平均から最大限認めうる不足額）との両方を含まなければならない。」(*ibid.*, p. 100) 同様に、「財産と人格的善がいつ適度に等しいかを定義するためには、客観的要素と相対的要素のミックスが必要とされる。」(*ibid.*, pp. 102-3)

23) ミュンツァーは、「徳」(virtue) を「一般にその特性をもつ人と他の人にもともに便益を与え、あるプラスの特徴を高めるか人間のある欠点を矯正ないし修正するように、人を考えたり行動したりさせる多少永続的な人格性」と定義し、「悪徳」(vice) を「一般にその特性をもつ人と他の人にもともに害を与え、あるプラスの特徴を減じるか人間の望ましからざる傾向に屈服するように、人を考えたり行動したりさせる多少永続的な人格性」と定義している。(*ibid.*, pp. 121-2)

る。その際、「主要な変数は、彼らがどのような種類の所有を扱っているか、どのような人格性 (character traits) を想定しているか、どのような種類の社会を支持しているかそして所有権の創造において労働に鍵となる役割を考えているかどうか²⁴⁾」である。

プラトンは『国家』と『法律』における所有についての議論のなかでこれらの変数について述べている。『国家』は理想社会、『法律』は实际的、次善的社会を描いているが、基本的に徳への逆効果ゆえに、富と貧困に反対している²⁵⁾。

アリストテレスの『政治学』は、社会と経済の円滑な機能に関係するという理由で共有権 (communal ownership) よりも私有権 (private ownership) を支持している。その一方で、彼は財産保有の広範な不平等の存在する社会における貧困の不安定効果も承認している。彼の議論は、プラトンと同様に、所有、徳、労働の相互作用の説明を欠いている²⁶⁾。

カントは、意志 (willing) と占有 (possession, occupancy) を所有の理論の中心にすえ、「私有はどのようにして可能になるか」という問いにたいして、人の意志 (willing) と行為 (acting) によってのみ可能である、と考える。彼は「等しい人々からなる政治的コミュニティを要求し、奴隷制を拒否する。……加えて、社会契約的伝統を新しい方法で解釈し、私有の全く現代的な法的説明を与える理想社会を構成している。」²⁷⁾ それにもかかわらず、カントの理論全体は極めて形式的で抽象的であり、同時に非常に大きな財産分配の不平等を承認する可能性をもつ。

スミスは、『国富論』と『道徳感情論』において初期の近代商業産業社会における所有と労働の見解を展開し、古典的思想家によって十分に扱われなかった多くの特質が経済の機能に重要であるということを指摘した。プラトン、アリストテレスと同様に、富と貧困を留保つきで考え、所有と人格との間の関係を確定しているけれども、その相違は大きい。つまり、「プラトン、アリストテレスは労働を無視し、完全と疑いのない徳に集中し、所有を静態的にながめ、理論的教育と普遍的な目標を強調し、そして社会を概ね共通の、あるいは統合された目的をもつ機能的なつながりをもつ人々からなる有機体とみなした。」

24) *Ibid.*, p. 125.

25) プラトンの議論については、拙稿「グリユネバウムの所有権論」、152—3 ページ参照。

26) アリストテレスの議論については、同上、153—4 ページ参照。

27) Munzer, *op. cit.*, p. 131. カントの議論については、拙稿「グリユネバウムの所有権論」、157—8 ページ参照。

対照的に、「スミスは労働を強調し、適宜性 (traits of propriety) に着目し、所有を動態的に考え、実践的教育とより限定された、あるいは特別な目標を強調し、そして社会を明らかに同感 (sympathy) によって、しかし主に個別的目的を追求することによってお互いに結びつく個人々の集合としてみなした。」²⁸⁾

ミュンツァーは、ここで議論された人物から4つの要点を引き出す。第1に「富と貧困は人格に逆のインパクトをもちうる」ということ、第2に「所有と道徳性の間には多くの関係がさまざまな強度で存在する」ということ、第3に「さまざまな人格性がさまざまな種類の所有にどのようにかかわるかを適度に示すことができる」ということ、第4に「所有を労働から生じるものとして動態的に考えるならば別の人格性が現われる」ということ、である²⁹⁾。

さまざまな種類の経済システムは所有に関連するさまざまな人格性、道徳性を促進したり、阻害したりする³⁰⁾。したがって、「ある経済システムを選択することは、そのシステムの下で生活する人々がもつことのできる所有に関係する徳や悪徳 (property-related virtues and vices) の範囲を制限すること」になる。このことから、「道徳性の特定の见解に強い信頼をおくならば、所有に関係する徳の理想的なセットを構成し、それに合わせて経済をつくれればよい」とか、「特定の経済システムを正当化する道徳理論 [正当化原理] に強い信頼をおくならば、そこから生ずる徳と悪徳を落ち着いて受け入れることができる」(〔 〕は筆者)といった両極の単純な见解が生じる可能性がある。けれども、ミュンツァーは所有と経済システムのよりよい理論はこれらの2つのパースペクティブをとともに含むべきであると主張する。すなわち、「道徳性の説明を行う際に所有のシステムとそれに関連する経済制度の基礎となる正当化原理に依存しなければならない」し、同時に「所有と経済制度の正当化を行う際に所有に関係する徳と悪徳から目を離してはならない」と主張する³¹⁾。

28) Munzer, *op. cit.*, p. 135.

29) *Ibid.*, pp. 136-7.

30) ここでミュンツァーは3つのタイプの経済を例示する。第1に、レッセフェール資本主義と異なる私有経済は「レッセフェール資本主義を特徴づける悪徳の高い発生を回避し、それが促進する特別な徳の余地を残そうと試みる。」第2の私有経済でない私有体制は「資本主義に特徴的な悪徳を大幅に縮小させようと試みる。」第3の全く私有体制でない制度は「明らかに所有に関係する徳の範囲を改め、私有権に緊密に結びついた悪徳を撲滅しようと試みる。」(*ibid.*, pp. 142-3)

31) *Ibid.*, p. 146. これらの点に関連して、ミュンツァーは「概ね、所有と経済体制の政

第3に、これまで所有(とくに私有)と「人格的善」との関連のみを対象にしてきたの
にたいして、所有が道徳性におよぼす逆の面——疎外、搾取、パワーの誤用——が考察さ
れる。疎外、搾取は、それぞれつぎのように定義される。

「人々が、もし

- (1) その生活について極端にネガティブな信念や態度をもち、
- (2) これらの信念や態度が彼らの理想と彼らの利用可能な潜在能力(human potential)
とのギャップによって引き起こされるならば、
疎外されている。」³²⁾

「人々が、もし

- (1) 自分達に深刻な害を引き起こすように、
- (2) 自分達を道具あるいは資源として使用することによって、
- (3) 他の者が便益を確保するならば、
搾取されている。」³³⁾

しかし、疎外や搾取が「定義によって、私有、資本主義、特定の生産様式、あるいは労働
価値説と結びつくことはない。あるいは定義によって社会主義ないし共産主義の下で排除
されることもない。」³⁴⁾ ことに注意すべきである。疎外と搾取のこの議論は労働過程と結
びつき「生産の問題」³⁵⁾を生むが、それはコントロール、プライベートシー、個性に逆の影
響を与えうる。

このように、所有が疎外や搾取、「生産の問題」を引き起こすのは、財産保有の相違が

治理論は道徳性にたいするそれらのインパクトに十分な注意を払ってこなかった」と
して、最も有望な多元理論は道徳性の考察に独立した重要性を付与するものであると
指摘する。(ibid., pp. 146, 147)

32) Ibid., p. 170.

33) Ibid., p. 171.

34) Ibid., pp. 171, 172.

35) ミュンツァーは「生産の問題」としてつぎのものを挙げる。

- ①「生産に対するコントロールを欠く、欠いていると感じる労働者がいる。
- ②生産において果たしている役割のゆえに、劣っていると感じる労働者がいる。
- ③生産はある労働者達に深刻な影響を与える経済的混乱を引き起こす。
- ④生産は家庭生活のような他の領域にマイナスの影響を与える。
- ⑤生産は人々にたいして自分達の仕事の役割によって自らを考えるように強いて、
人間全体がみえなくなる。」(ibid., pp. 174-5)

パワーの大きなインバランスを生み出だすからである。それゆえ私有を正当化するいかなる試みもその結果生ずるパワーの相違を考慮しなければならない。けれども、「パワーは私有の唯一の特徴ではない。したがってたとえ一定の私有制度の諸帰結がパワーだけから考えて望ましくないとしても、もしその制度が別の制度の下ではうまく確保できない望ましい他の効果を持つならば、それは相殺されるであろう。」³⁶⁾という。

以上の議論がミュンツァーの「所有の背景的理論」の主要な要素を提供する。まず、その議論は「財産分配における正義のいかなる説明もミニマムのニーズと社会における完全な人間的な生活 (a fully human life in society) の両方に注意を払うべきであること」³⁷⁾を示唆している。さらに、そこから正義の基準としてつぎのような直観を描くことができる。「一方で、正義は各人が所有のミニマム量を持つこと」³⁸⁾を、「他方で、正義はまたある人々の財産保有と他の人々のそれとの間に余りに大きなギャップが存在しないこと」³⁹⁾を要求する。

IV. 所有権の正当化論

ここで、ミュンツァーは前節の「所有の背景的理論」に照らして所有制度を決定する正当化原理（「正当化の多元理論」）を提示する⁴⁰⁾。その原理は、「効用・効率原理」(utility-efficiency principle), 「正義・平等原理」(justice-equality principle), 「労働・真価原理」(labor-desert principle) の3つである。こうした道徳的多元主義は2つの競合するパースペクティブを含む。ひとつは、分配上の公正の基準を「人の道徳的価値」(the moral worth of persons) に置くもの。もうひとつは、分配上の公正の基準を「人の道徳的功績」(the moral merit of persons) に置くものである。後者の場合、「功

36) *Ibid.*, p. 181.

37) *Ibid.*, p. 181.

38) *Ibid.*, p. 182.

39) *Ibid.*, p. 182. このギャップがどの程度まで許されるかに関しては、この段階では確固たる答えは提示されないが、これまでの議論からその内容の一部は推測できる。すなわち、そのギャップは「所有に係する徳」の発展を妨げたり、疎外、搾取、「生産の問題」を生み出したるほど大きなものではありえないことを、示している。

40) 正当化原理は「どれだけの財産保有の不平等が許されるか」を扱う点で、「分配上の公正」(distributive equity) についての原理である。(*ibid.*, pp. 191-2)

績」という語は「世界における人の活動から生ずる真価 (desert) と資格(entitlement) の両方」⁴¹⁾を意味する。「効用・効率原理」, 「正義・平等原理」はともに「道徳的価値」に基づく。しかし, 「効率・効用原理」は「全体的効用の評価において各人は一人として勘定される」という意味で人々が「等しい道徳的価値」をもつと想定するのにたいして, 「正義・平等原理」は「等しい道徳的価値」のカント的解釈と呼びうるようなものを追求する。一方, 「労働・真価原理」は「道徳的功績」の相違に一部基づきながら不平等な財産保有がどのようにして正当化されるかを決定する。

「効用原理」は「行動の道徳的な特徴は選好 (preferences) を充足する, 充足しないというその行動の可能性である」⁴²⁾ という強固な道徳的直観に依存する。この直観は, 人々が選好するものが彼らにとって最も重要であるということを確認し, 結局各人の選好を他の者の選好と等しく数えるという考え方に依拠していることになる。こうした点から, 「効用原理」は全ての人の「選好充足」 (preference-satisfaction) の極大化を要求する。また「効率原理」については, 効率が福祉の極大化として, 福祉が選好充足として理解され, 「効用原理」と同じ基本概念が共有される。したがって「効率原理」も「効用原理」と同じ確固たる道徳的直観に依拠していることになる⁴³⁾。

「効用・効率の結合原理」は,

「所有権は

- ① ものの使用, 占有, 移転等について効用を極大化するように,
 - ② ものの使用, 占有, 移転等について効率を極大化するように,
- 配分されるべきである。」⁴⁴⁾

と主張する。2つの条項において, 「等」は上述の所有の他の条件をすべて含む⁴⁵⁾。ところで, この結合原理においては, つぎのような意味で条項①が条項②にたいして優先する。すなわち, 効用と効率の両方によってランクづけできるならば, 効用によるランクづけが優先し, そうでなければいづれか利用可能なものが用いられる。

41) *Ibid.*, p. 192.

42) *Ibid.*, p. 194.

43) このように基本概念を共有する一方で, 「効用原理」は個別的選好充足の個人間比較が可能であると想定しているのにたいして, 効率はそれを想定していない。それゆえ, この結合原理が意味あるものとなる。(*ibid.*, p. 203)

44) *Ibid.*, p. 202.

45) 脚注9) 参照。

この「効用・効率原理」と所有とのかかわりには多くの問題が考えられる。ミュンツァーは重要なものとしてつぎのような問題を挙げている。すなわち、「効用・効率原理」は、(1)なんらかの公有を正当化するか、(2)なんらかの私有を正当化するか、(3)私有の分配についてどうかかわるか、(4)現存する所有制度のラディカルな変化を正当化できるか、という問題である⁴⁶⁾。

まず(1)の問題について、効用・効率原理はある公有を正当化する。少なくとも、人の選好についていくつかのもっともらしい経験的想定——外国の攻撃からの生命の安全、教育・道路・公園その他の公的施設へのアクセス、火災・犯罪・自然災害保護などを選好するという想定——を行なえば、効用と効率は少なくともそうした選考に応えるための公有を支持する。

つぎに(2)の問題について、同様に効用・効率原理はある私有を正当化する。(1)の場合と同じようにいくつかのもっともらしい経験的想定——パーソナリティ、プライバシー、個性、および一連の「人格的善」を進展させるために人々が個人的な物品をもつことを選好するという想定——を行なえば、効用と効率は多くの種類の私有を支持する。

さらに(3)の問題に関しても、「効用・効率原理」は、(1)、(2)の場合と同様もっともらしい想定が与えられるならば、「適度に等しい分配」を支持する⁴⁷⁾。それらの想定とは、選好を充足するための貨幣と他の物的財の限界効用の逓減、富の大きな格差による最貧者の選好不充足の想定、さらには富の不平等（生産的資源の不平等）による疎外、搾取、「生産の問題」、経済的パワーの大きな格差等に伴う強い選好不充足の想定である。

最後に(4)の問題に関して、効用と効率が「現存する所有制度のラディカルな変化を正当化できるかどうか」を問題とする人があるかもしれない。なぜなら、現存する所有制度は既に多くの人々の選好に答えているからである。しかしながら、「効用・効率の原理を適用する際に、選好をそのまま取り上げねばならないと考えることは大きな間違いである。……効用と効率の観点から、充足が可能であり、充足されるならば最大の満足を生み出す一組の選好へ移ることは意味あることである。」⁴⁸⁾とされる。

「正義・平等の結合原理」はつぎのように主張する。

46) Munzer, *op. cit.*, pp. 206-21.

47) けれども、さらに進んで完全平等分配は支持されない。なぜなら、インセンティブ、賃金格差、契約の自由にあまりにも多くの利点があるからである。(ibid., p. 212)

48) Ibid., p. 219.

「もし、

- ① あらゆる人が財産のミニマム量 (a minimum amount of property) をもち、
- ② 不平等が社会における完全な人間的生活を損なわないならば、
財産保有の不平等は正当化できる。⁴⁹⁾

この結合原理は、「人の等しい道徳的価値」(the equal moral worth of persons)の解釈から生まれ、「等しい価値」を「等しく勘定すること」(equal counting)とする功利主義的解釈と異なる。功利主義的解釈は全体的効用のための個人的効用の犠牲と両立可能であり、そうした犠牲は人の個別性(separateness)の無視、ないし過小評価につながる。個別性とは、人は全体的効用のために犠牲にされず、道徳的に正当化できる個人的利益(advantages)を権利として有するということである。そして、この利益がミニマムの財産と「社会における完全な人間的生活を、さらには権利の利益と選択を意味する。

こうした「正義・平等原理」と先の「効用・効率原理」との間には、実質概念上の相違と構造的な相違が現われる。実質概念上では、「効用・効率原理」が選好を用いるのについて、「正義・平等原理」は「基礎的ニーズ」(basic needs)と「基礎的能力」(basic capabilities)⁵⁰⁾を用いる。構造的には、「効用・効率原理」においては各条項が必要条件を述べ効用が効率に優先するのについて、「正義・平等原理」においては第1条項——「最低限命題」(Floor Thesis)——のみが必要条件で、第2条項——「格差命題」(Gap Thesis)——は付随的制約である⁵¹⁾。なお、「社会における完全な人間的生活」の必要条件が一般に選好充足の極大化に優先するために、「正義・平等原理」が一般に「効用・効率原理」よりも高い優先権をもつ。

さて、「正義・平等原理」はどのようにして導出されるのか。まず「最低限命題」については、「社会における人間的生活」が出発点である。つまり、「人間的生活」のためには財産のミニマム量が必要とされるが、それはある「基礎的ニーズ」が満たされること、あ

49) *Ibid.*, p. 227. この原理は便益と負担の分担を道徳的に規制している点で「正義の基準」であり、また人々の異なる扱いの道徳的な適切さを示している点で「平等の基準」でもある。(*ibid.*, p. 227)

50) ここでは、「基礎的ニーズ」としては食糧、衣類、住宅、健康を、「基礎的能力」としてはいわば読み書き算盤ができ、普通の社会生活ができ、そして仕事につくことができることを指している。(*ibid.*, p. 241)

51) 第2条項は「効用・効率原理、あるいは労働・真価原理の下で正当化できる富の不平等を制約する。」(*ibid.*, p. 229)

る「基礎的能力」の発展が保証されることを要求する。これらの「ニーズ」や「能力」は道徳的に正当化できる個人的利益であって、選好に還元できる性質のものではない。すなわち、その個人的利益は人間的な存在にとって必須のものであり権利として保護されている⁵²⁾。

つぎに「格差命題」については、財産のミニマム量が保証されても富の大きな格差は発生しうるといふ点にその命題の必要性がある。すなわち、その富の格差が十分大きいならば、「その格差は適度に等しいコントロール・プライベート・個性、所有に關係する徳の発展、および意味ある労働のための機会と抵触する。」この抵触は「人間的な生活」を覆す可能性をもつ。人々を「道徳的価値」において等しく扱うことは、それを受け入れる人々全員にたいして「社会における完全な人間的な生活」を保証することである。それゆえ、「不平等はもしそれが社会における完全な人間的な生活を覆さないならば、そのときにのみ正当化される」⁵³⁾ことになる。

最後に「労働・真価原理」においては、「労働による真価」⁵⁴⁾に基づき私有権が支持されるが、「効用・効率原理」、「正義・平等原理」との間には3つの重要な相違が現われる。まず、「労働・真価原理」は「功績」に基づくのにたいして、他の2つの原理は「価値」に基づく。つぎに「労働・真価原理」は、他の2原理よりも「投影理論」、「所有に關係する徳」と緊密な關係がある⁵⁵⁾。「投影理論」との關係については、「労働・真価原理」は「世界におけるその行動によって世界の変化に責任をもち、結果としてあるものに値する

52) こうして導出された第1条項は公有と私有を正当化する。まず、「基礎的ニーズ」をみたし「基礎的能力」を展開するに必要な手段として多くの種類の公共施設（たとえば、学校、医療施設等）を支持する。また、衣類、家庭用品等の私有権を支持する。けれども、「効用・効率原理」は人の選好に対応して公有、私有をそれぞれ支持するが、第1条項は「社会における人間的な生活」に込めている。その意味で、強調点が異なる。（*ibid.*, pp. 245-6）

53) *Ibid.*, p. 248.

54) ここで「労働」とは「何かあるものをつくるために、あるいは物理的に占有するために行う努力の行使」であり、「真価」とは「ある個人的特徴ないし行動ゆえにある報酬に値すること」である。（*ibid.*, pp. 256-7）

55) 労働と「投影」との結びつきは完全ではないが、多くの労働が投影を意味する。そして、このことによって労働は所有の先験的特徴と結びつく。また、労働と「所有に關係する徳」との結びつきも完全ではないが、ある種の労働が根気、勤勉さ、誠実さと関連する傾向にある。（*ibid.*, pp. 256）

(deserve or merit) 行為者としての人の概念に基づいている。⁵⁶⁾最後に、「効用・効率原理」と「正義・平等原理」は私有と公有を正当化するが、「労働・真価原理」は私有のみを正当化する。すなわち、働く者の同意や政府の介入は別として「労働・真価原理」と公有との間には何ら直接的なつながりは存在しない。

「労働・真価原理」は、「所有の一次的労働理論」(an initial labor theory of property)と「修正労働理論」(the revised labor theory)との対比で導出される。「一次的労働理論」においては、私有の権利に極めて好意的なかなり非現実的な仮定が立てられ、「労働による真価」がある種の私有権を正当化することが示される。「修正労働理論」は、この「一次的理論」の仮定がずっと現実主義的な仮定へ体系的に修正されることによって形成され、「労働に基づく真価」が制限されなければならない箇所が確認される。

「所有の一次的労働理論」は大きく4つの仮定に基づき、それぞれはつぎのような内容をもつ⁵⁷⁾。

(1) 背景的条件

- ① 社会も政府もない。
- ② 獲得のために追求されるものは所有されていない。

(2) 労働の特徴

- ① 働く者は道徳的に働く義務はない。
- ② 彼は自らのためにのみ全く一人で働く。
- ③ 全ての働く者は等しい強度と効率で働く。

(3) 労働の物的・心理的效果

- ① 働く者は生産物〔物的な生産物〕は生産するが、サービスは生産しない。
- ② 他の者はその生産物から排除されることによって失うものは何もない。
- ③ また彼ら〔他の者〕は社会文化的にマイナスの帰結は何ら経験しない。
- ④ 生産物が採集され、生産された後で、何ら状況における変化は起こらない。

(4) 労働の効果の規範的特徴

- ① その生産物は一般的な意味で良いものである。
- ② 行われた仕事はその働いた者以外誰にも便益を与えない。
- ③ そして、所有権のもつ特徴は、他の者がもっている権利の何も侵害しない。
- ④ 所有権は移転できない。

56) *Ibid.*, pp. 255-6.

57) *Ibid.*, pp. 257-9.

「一次的労働理論」はもしこれらの仮定が全て満たされるならば、その時働く者はその生産物への所有権に値する (deserves), という主張である⁵⁸⁾。けれども「一次的理論」は所有の不十分な理論である。というのは、それは非現実的な仮定に基づいているからである。

つぎのステップは「一次的労働理論」の仮定がさらに現実化されたときどうなるかをみることである。ミュンツァーはそれを6点に絞って修正しているが、その過程を経たものが「所有の修正労働理論」である。第1に、生産物の使用に関する義務ないし他の道徳的拘束を承認するならば、働く者の所有権は制限される。第2に、「一次的理論」は、働く者が獲得しようとするようなものは他者の獲得にとって質量ともに十分利用可能であり、生産物から排除されることによって他者は何も失わないと想定しているが、こうした想定が妥当しなければ、働く者の所有権は消滅しないまでも制限される。第3に、獲得後の状況変化によってその後の獲得がある道徳的制限を犯すことになるならば、現存する所有権は制限される。第4に、「一次的理論」では所有権は移転できないと想定されているが、それは非現実的な想定である。「修正理論」の下では、獲得への適用可能な制約が充足される場合のみ、財産の移転が正当である。けれども、「効用・効率原理」は移転の強力なパワーを支持するであろう。第5に、「一次的理論」は十分に多くの良いものが獲得のために利用可能であると想定している。しかし現実世界においては、一般的希少性のゆえに働く者は生産物ではなく賃金の所有権を獲得し、彼らが生産物の所有権を獲得するときそれは彼らの労働のみに負っていない。「修正理論」は、働く者によって受け取られる報酬がなされた労働に比例していることを要求する⁵⁹⁾。最後に第6に、労働が社会的活動で

58) 「一次的理論」は「労働・真価資格理論」(labor-desert entitlement-theory) というよりもむしろ「一応の労働・真価理論」(labor-desert prima facie-theory) である。すなわち、「あるものに値すること」(to deserve something) はそれをもつための「一応の理由」(prima facie reason) であるにすぎない。というのは、その議論は「他の人々が他のある基礎（たとえば、彼らの高い道徳的性格）に基づいてその生産物への所有権に値できないということを示してはいない」からである。その意味で、この真価は相対的なものである。けれども、「私有制度のための部分的基礎として労働は他のどのような真価の基礎よりもずっともっともらしい」ものである。(ibid., pp. 260-1)

59) 現代社会においては、働く者はその生産物への権利をもつよりもむしろ賃金を受け取る場合が多く、「一次的理論」におけるように生産物との結びつきは広範なものではない。しかし、それは完全に結びつかないということではない。「賃金は一般に生産

あるならば、働く者の所有権はさらに制限される。

「修正労働理論」は、もし「一次的労働理論」の想定が上述のように修正されるならば「労働による真価」に基づく所有権の正当化は制限される、という主張である⁶⁰⁾。さらに「労働による真価」は「効用・効率原理」、「正義・平等原理」によって制限される。その意味で、「効用・効率原理」、「正義・平等原理」は「修正労働理論」に優先するが、たとえそうだとしても「労働による真価」は私有の権利を正当化する際に重要な役割を果たす⁶¹⁾。

正当化の3原理——「効用・効率」、「正義・平等」、「労働・真価」の3原理——は多元的理論であるから、原理相互間でコンフリクトが発生しうる。したがって、このコンフリクトにたいしてどう取り組むべきかが問題となる。基本的にはコンフリクトの形態としてつぎの7つのケースが考えられる（U/E は「効用・効率原理」、J/E は「正義・平等原理」、D/L は「労働・真価原理」を表す⁶²⁾。

物への権利にたいする良い代替物」であり、ここに間接的な結びつきが存在する。確かに、正確な比例性 (commensurateness) の問題はあっても、「労働に基づく真価の要求 (desert claims) の比較評価は可能である。」

「修正理論」は「一次的理論」によって規定された要因——努力、能力、忍耐力、勤勉さ、費やした時間、業績、仕事の困難さ、不快さ・危険さ、その他の労働条件の相対的重要性——を用いることによって、「ある労働者（あるタイプの仕事）とその他の労働者（その他のタイプの仕事）を比較し、それぞれにたいする相対的で、適切な比例性に到達しようと試みている。」確かにこの手続きは労働の絶対的価値を生み出さないかもしれないが、「労働による真価」の比較評価を可能にする。

「その可能性は、さまざまな仕事の相対的価値を評価し、相対的賃金に到達するために、多くの政府機関や大企業がそのあるヴァリエントを用いている、という事実によって示される。そうした手続きは限界があるけれども、それらはある文脈では賃金について真価の要求の比較評価を提供しうる。」(ibid., pp. 289-91)

- 60) 「これらの制限はいずれも、厳密に考えれば、働くものが値するもの (what the laborer deserves) にかかわり」がなく、「彼の労働が彼に資格を与えるもの (what his labor entitled him to) にかかわる真価に無関係な理由」である。(ibid., p. 285)
- 61) 「一次的労働理論」のようなものを強調し「修正理論」の現実的仮定を軽視すれば、「労働による真価の要求」の力の誇張につながるが、逆に「現実的仮定は真価の終わりを招く」と簡単に結論づければ、その力の過小評価につながる。(ibid., p. 291)
- 62) Ibid., pp. 298-300.

- (1) J/E vs. D/L
- (2) J/E vs. U/E
- (3) J/E vs. (D/L & U/E)
- (4) (J/E & D/L) vs. U/E
- (5) (J/E & U/E) vs. D/L
- (6) D/L vs. U/E
- (7) J/E vs. U/E vs. D/L

ミュンツァーはコンフリクトの問題に答えるために、コンフリクト発生にかかわる区別を行なう。その区別とは、理論に従われたけれどもコンフリクトが生じたケースと、過去においてその理論に従われずその結果現在のコンフリクトが生じたケースとの区別である。後者のケースは、理論がコンフリクトを起こす、あるいはその原理に論理的矛盾を含むという意味では、理論的反対ではない。したがって、将来においてそうしたコンフリクトが回避されるようにすべきであると主張される。

前者のケースは少なくとも深刻な反対を提示しているように思われるが、そのコンフリクトを弁護できる形で (defensibly) 解決できれば、コンフリクトの存在が反対を提出する必要はない。そうした解決は、正当化原理の範囲の弁護できる形での調整、優先ルールの工夫、あるいは「背景的理论」の説明の修正などによる多元理論全体におけるさまざまな要素の相互修正を考慮することや、財産のタイプに基づく弁護可能な所有ルールを工夫すること⁶³⁾によって行なわれる。こうして、理論に従われたとき生じるコンフリクトでさえ、そのコンフリクトが弁護可能な形で解決されるならばその理論にたいしていかなる反

63) 具体的には、当該の所有がパーソナリティの発展にとって重要であれば「正義・平等原理」が優位であるとか、労働の果実であれば「労働・真価原理」が優位であるといったいわば経験法である。(ibid., p. 303) けれども、ミュンツァーの主張を論理的に解釈すれば7つのコンフリクトの基本的優先ルールはつぎのように示されているように思われる。(ただし、 $A > B$ はAがBに優先することを示す。)

- (1) $J/E > D/L$
- (2) $J/E > U/E$
- (3) $J/E > (D/L \ \& \ U/E)$
- (4) $(J/E \ \& \ D/L) > U/E$
- (5) $(J/E \ \& \ U/E) > D/L$
- (6) $D/L < U/E$
- (7) $J/E > U/E > D/L$

対も存在しないと考えられる⁶⁴⁾。

V. 総括

ここまで、ミュンツァーの所有論を彼の議論の展開に沿って検討してきたが、最後に冒頭で挙げた課題に彼の議論が全体としてどのようにかかわってくるかを検討してみよう。ここではまずそれに先立って、彼の所有論の全体図を描いてみる。

ミュンツァーの議論は所有権の概念の議論から始まる。そこで、彼は人がその身体に有する権利を検討し、「身体の権利」は「人格権」と所有権からなると主張する。したがって、「身体の権利」から「外的なものに対する権利」への移行——コーエン (Cohen, G. H.) の用語を用いれば、「自己所有権」(self-ownership) から「世界の所有権」(world-ownership) への移行⁶⁵⁾——は容易でない。つまり、「身体の権利」を「自己所有権」と捉えるのは間違いであって、そのほとんどは所有権というより「人格権」であるからである。それだけでなく、「世界の所有権」の確立は多くの証拠や議論が必要とされる強い主張であり、実際には、誰かが世界を完全に所有できると主張しうるほど強力なものではない。以上が所有の基礎理論を構成する。

それでは、個人と世界におけるその行動から「外的なものに対する所有権」はどのようにして始まるのか。そしてそれは社会的にどんな影響を与えるのか。こうした間にたいする議論は、現代社会における「心理的、社会的、そして一部規範的な所有の背景的理論」を形づくる。ミュンツァーは所有権の発生の説明として、ヘーゲルの「投影理論」を基礎にして所有の先験的特徴を確認し、パーソナリティと所有との関係を考える。そこから、コントロール・プライヴァシー・個性、道徳性、および疎外・搾取・パワーと所有の関係が考察・検討される。以上が「所有の背景的理論」を構成する。

64) けれども、そのコンフリクトが常に弁護可能な形で解決される可能性があるとは限らない。こうした意見にたいして、ミュンツァーは「理論におけるそうしたコンフリクトの存在は証明されなければならず、……少なくとも説得的になるまでは、……かりにこうした解決できないコンフリクトが存在しても、そのコンフリクトはその理論が論理的に矛盾しているということを示すまでは、それらはその理論にたいする深刻な反対を提出することにはならない。」と主張する。(ibid., p. 304)

65) Cohen, G. H., "Self-Ownership, World-Ownership, and Equality," in Frank S. Lucash, ed., *Justice and Equality Here and Now*, Cornell University Press, 1986, pp. 108-135.

そして最後に、以上の議論を参考にして「所有の多元理論」が展開されるが、ここで特に注目に値するのは「所有の多元理論」の導出方法⁶⁶⁾である。ミュンツァーは事実上直観主義の見解を受け入れるが、単なる道徳的意見あるいはフィーリングという意味での「直観」に単純に依拠するのではなく、偏見、貧弱な経験的情報に依拠しやすい直観を除去する何らかの手続きに従ったあとでのみ、直観を受け入れる。彼はそうした手続きのひとつとしてここでロールズの「内省的均衡」(reflective equilibrium) の手法を用いる。ミュンツァーの議論において、「内省的均衡」の方法は、一般性のレベルでのさまざまな道徳的判断、「道徳的原理」(正当化原理)、および「背景的理论」に一貫性を求める。すなわち、彼の戦略では所有の基礎理論と「所有の背景的理论」が、所有に関する判断を歪曲から逃れて所有、人間性、社会の部分的説明のための基礎を整える。そして、正当化の議論を構築する際にこの基礎を用いることによって、全体として信頼できない直観を除去しようと試みる。こうして、道徳的判断、「道徳的原理」、「背景的理论」の調整を試み、その結果得られた結論が、所有の理論にとって最も適切な基礎は多元主義的であるというものである。

それでは、以上のミュンツァーの戦略と冒頭の2つの課題は具体的にどのようにかわるのか。第1点は、所有論の争点が所有と価値との「両立可能性」の問題であるとすれば、「いろいろな価値相互間の関係をどう考えているのか」ということであった。筆者はリーヴの所有論を検討した際、「彼は『所有と自由』、『所有と労働』の議論を通して他の多くの仮定が導入されなければ望ましい所有制度は導出されないと述べているが、その仮定とはどういう性質のものなのか。もしそれが自由や労働、あるいは平等といった価値相互間の関係にかかわるものでなければ所有論は前進できないのではなからうかという疑問が生ずるのである。つまり、その意味で価値相互間の関係の体系的説明が必要とされるように思われる。」⁶⁷⁾と述べた。これにたいして、グリュネバウムの所有権論を検討した際彼の道徳的原理の導入方法に着目し、それは「価値と所有(権)との「両立可能性」をめぐる争いであった所有(権)論の混乱した状況から脱出する方法を提示していると捉えることもできよう。」⁶⁸⁾と述べ、グリュネバウムが第1の課題にたいするひとつの回答を提示したことを指摘しておいた。本稿で検討してきたミュンツァーの議論はこうしたかかわりで考えた場合、リーヴの議論に残された課題として筆者が指摘した第1の課題にたいす

66) *Ibid.*, pp. 9-12, 308-10.

67) 拙稿「リーヴの所有論」, 106ページ。

68) 拙稿「グリュネバウムの所有権論」, 168ページ。

るもうひとつの回答を提示していると考えられる。すなわち、ミュンツァーの議論は価値と所有の「両立可能性」という問題にたいして、ロールズの「内省的均衡」の方法を用いることによって、所有に関するさまざまな道徳的判断、「道徳的原理」、および「背景理論」の間の調整の問題に取り組み、そのなかで価値と所有の「両立可能性」という問題に回答を与えているということができよう⁶⁹⁾。

このように考えた場合、ミュンツァーの所有論における戦略はグリユネバウムの用いた方法よりも所有と価値の問題により積極的な形で取り組んでいるということができる。こうした彼の積極性が実はグリユネバウムの議論に残された課題とした第2の問題にたいする有力な回答を提供することになったといえる。第2の課題は、所有論という形での理論的妥当性はともかくその理論の実行可能性はどうかということであった。その意味するところは、ミュンツァーの言葉を借りれば、所有理論が現実の所有制度を評価する際にその基準として利用されるか、あるいは所有制度を設計する際に指針となりうるかということであった。こうした問題にたいして、グリユネバウムの所有論では具体的な取り組みは何らみられなかったし、その可能性も示唆されていなかった⁷⁰⁾。これにたいして、ミュンツァーは所有論の上記の意味での実行可能性に単に示唆を当てたにとどまらず、実際にその理論の適用に取り組んでいるのである。彼の所有理論の現実の適用に関してはその意味でもつぎの機会に検討することにしたが、彼は現実の所有制度を評価し、設計する際にどのようにしていわば一般的理論としての所有理論を適用できると示唆し、実際にそれを試みているのか。この問題にたいする回答は、ここでもロールズの手法を用いることである。具体的には、理論を適用する際に審議 (deliberation) と評価の中間段階をおき、理論が各段階でそれに適した経験的証拠が集められ、それに照らして理論が適用されるのである⁷¹⁾。

以上のように、ミュンツァーは冒頭に挙げた課題にはっきりとした形でひとつの回答を

69) ベッカー (Becker, L. C.) は、第一占有、労働、効用、自由、徳性に由来する自然権が存在すると思われる所有権の議論を取り上げ、そのなかから労働、効用、自由根拠をおく3つの方向の私有権正当化論を基本的に受け入れているが、その際の基準、また現代にふさわしい所有権にたいする含意を引き出す際の各議論のウエイトづけの基準が明確でないということであった。こうした点についても、ミュンツァーの手法はひとつの回答を提示していると考えられよう。Cf. Becker, L. C., *Property Rights: Philosophic Foundations*, Routledge & Kegan Paul, 1977.

70) 拙稿「グリユネバウムの所有権論」、169ページ。

71) Munzer, *op. cit.*, pp. 310-2.

提示しているということができるが、その戦略はロールズの手法を参考にしたところが多い。とはいえ、彼の手法がロールズのそれとまったく同じであるということではない。たとえば、彼もミニマムの概念を重視するがそれはまた別の議論である。というのは、ミュンツァーの議論においてはマクシミナルルールや「原初状態」というような行動ルールや概念装置は用いられていない。したがって、ミニマムができるだけ高い方がよいということにはならない。また、ミュンツァーの理論は初めからその理論が適用される心理的、社会的、経済的文脈が「所有の背景的理論」という形で議論されていることである⁷²⁾。けれども、ミュンツァーが基本的にはロールズの手法を用いる一方で、このようなロールズのものとは異なる特徴をもつというまさにこの点に彼の理論の問題点があるのかもしれない。というのは、ロールズの理論の最大の特徴は彼の正義の二原理の立証方法の斬新さであると言ってもよいが、ミュンツァーはむしろその方法の斬新さを弱め、経験的情報によってその点を補おうとしているからである⁷³⁾。しかし、それにもかかわらずロールズがその理論の現実適用に当たって、審議と評価の中間段階として、「原初状態」、「立憲的」、「立法的」、「行政的」の4段階の示唆だけに終わったのにたいして、ミュンツァーが実際に自らの理論の適用を試みている点は十分評価に値する。その意味で、彼の理論の現実適用の試みは必ず検討されなければならない検討課題であるが⁷⁴⁾、ミュンツァー、グリェネバウム、さらにはベッカー（Becker, L. C.）の所有権正当化の試みはその立証方法を中心に全体的に比較・検討される必要がある。これらのことは今後の課題としたい。

〔付記〕本稿は平成元年度関西大学学部共同研究費による研究の成果である。

72) *Ibid.*, pp. 241, 248.

73) その意味で、ロールズの正義論における手法とミュンツァーの所有論におけるそれとの間の詳細な比較・検討が必要とされよう。この点についてはつぎの機会に譲りたい。

74) ミュンツァーの所有論の全体的な評価は、彼の理論の現実への適用を検討することによって初めて完全なものになると考えられる。